

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年1月31日
【会社名】	株式会社みずほフィナンシャルグループ
【英訳名】	Mizuho Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 佐藤 康博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
【電話番号】	東京03(5224)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 中村 賢史
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
【電話番号】	東京03(5224)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 中村 賢史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 (発行価額の総額) 1,777,459,520円 (発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 1,785,975,520円

(注) 1 本募集は、平成26年1月31日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行するものであります。

2 また、発行価額の総額及び発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額であります。

3 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	8,516個(注) (注) 上記総数は、割当予定個数であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数といたします。
発行価額の総額	1,777,459,520円(注) (注) 本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額であります。
発行価格	発行価格は、以下の算式及び(2)から(7)の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した当社普通株式1株当たりのオプション価格に各募集新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額といたします。 $C = Se^{-\lambda T} N(d_1) - Xe^{-rT} N(d_2)$ $d_1 = \frac{\ln(S/X) + (r - \lambda + \sigma^2/2)T}{\sigma\sqrt{T}}$ $d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{T}$ <p>(1) 1株当たりのオプション価格(C) (2) 株価(S): 平成26年2月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、翌取引日の基準値段) (3) 行使価額(X): 1円 (4) 予想残存期間(T): 2.46年 (5) ボラティリティ(σ): 2.46年(平成26年2月14日から過去128週)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率 (6) 無リスクの利子率(r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率 (7) 配当利回り(λ): 1株当たりの配当金÷上記(2)に定める株価 (8) 標準正規分布の累積分布関数$(N(\cdot))$ (注) 平成26年2月14日に決定する予定であります。</p>
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年2月14日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社みずほフィナンシャルグループ秘書室
払込期日	平成26年2月17日
割当日	平成26年2月17日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行丸之内支店

- (注) 1 本新株予約権証券は、平成26年1月31日開催の当社取締役会決議に基づき発行されるものであります。
- 2 申込みの方法
申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うものいたします。
- 3 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社及びみずほ証券株式会社の取締役(但し、社外取締役を除きます。)及び執行役員に対して割り当てられるものであります。
- 4 割当対象者の人数及び割当新株予約権数
本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は割当予定個数であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社の取締役	6名	197個
当社の執行役員	36名	353個
当社子会社の取締役	22名	1,745個
当社子会社の執行役員	134名	6,221個

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。（注）1
新株予約権の目的となる株式の数	8,516,000株 各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は1,000株といたします。ただし、（注）2の定めにより付与株式数の調整を受けることがあります。
新株予約権の行使時の払込金額	各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金1,785,975,520円（注） （注） 本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額であります。ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少いたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、各本新株予約権の発行価格を加えた額を、付与株式数で除した額といたします。 2 資本組入額 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額（ただし、1円未満の端数は切り上げる。）といたします。資本金として計上しないこととした額は資本準備金といたします。
新株予約権の行使期間	平成26年2月18日から平成46年2月17日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社みずほフィナンシャルグループ秘書室（又はその時々における当該業務担当部署） 2 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行丸之内支店（又はその業務を承継する銀行若しくはその部署といたします。）
新株予約権の行使の条件	本新株予約権を保有する者（以下、「本新株予約権者」といいます。）は、当社、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社又はみずほ証券株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた本新株予約権については、当該各会社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できるものといたします。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができるものとします。 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

	<p>本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要するものといたします。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項なし</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限ります。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を下記の条件で交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）に限るものといたします。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数といたします。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式といたします。</p> <p>新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものといたします。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円といたします。</p> <p>新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。</p> <p>その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」及び「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて定めるものといたします。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」「2 資本組入額」に準じて定めるものといたします。</p> <p>新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものといたします。</p>

- (注) 1 当社は普通株式と異なる種類の株式として、第十一種優先株式、第十三種優先株式、第一回から第四回までの第十四種優先株式、第一回から第四回までの第十五種優先株式及び第一回から第四回までの第十六種優先株式(以下「優先株式」と総称します。)についての定めを定款に定めております。
- 優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しておりません(ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有します。)。これは、優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものであります。
- 2 付与株式数の調整
- 本新株予約権割当て後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式無償割当て、株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てることといたします。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式無償割当て、株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用いたします。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用いたします。
- また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものといたします。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知又は公告いたします。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告いたします。
- 3 新株予約権の行使請求及び払込みの方法
- 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に行使に係る本新株予約権の個数を乗じた金額の全額(以下、「行使金額」という。)を当社の指定する上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の口座に払い込むとともに、当社所定の様式の権利行使申込書(請求書)等必要書類を上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出することといたします。かかる行使金額の払込みがなされた後は、当該本新株予約権者は本新株予約権の行使を撤回し又は取消すことはできないものといたします。
- 4 株式の交付方法
- 当社は、行使手続終了後、本新株予約権者が当社指定の方法により別途当社の指定する金融商品取引業者(又はその義務を承継する金融商品取引業者)に開設した本新株予約権者本人名義の口座へ株式を振替えることにより本新株予約権者へ交付いたします。
- 5 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
- 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てることといたします。
- 6 社債、株式等の振替に関する法律の適用
- 新株予約権の目的となる株式について、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の規定の適用があります。
- (3) 【新株予約権証券の引受け】
- 該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(注)1	発行諸費用の概算額(注)2	差引手取金概算額
1,785,975,520円	2,000,000円	1,783,975,520円

(注)1 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、本有価証券届出書提出時の時価を基準として算出された見込額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取金概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

今回の募集は、当社が当社及び当社の子会社の取締役及び執行役員に対して報酬の一部として当社の新株予約権を付与することを目的としており、資金調達を目的としておりません。

また、新株予約権の割当てに際し、払込みは役員報酬と相殺する形態を取ることから、当社の取締役及び執行役員に付与する新株予約権の払込金額115,346,000円に関しては、外部から新たに資金を調達するものではありません。また、子会社の取締役及び執行役員に付与する新株予約権の払込金額1,670,629,520円に関しては、付与対象者が各々新株予約権の行使を行ったときに当該金額を個別に子会社との間で精算することとしていることから、現時点でその金額、時期を資金計画に組み込むことは困難であります。

したがって、差引手取金概算額の具体的な使途については現時点では未定であり、当該行使がなされた時点の状況に応じて決定することといたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第11期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第12期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日） 平成25年8月14日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第12期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日） 平成25年11月28日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成26年1月31日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（第11期事業年度）又は四半期報告書（第12期第1四半期若しくは第12期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書等の提出日以後本届出書提出日（平成26年1月31日）までの間において、変更その他の事由は生じておりません。

なお、参照書類としての有価証券報告書等には、将来に関する事項が記載されておりますが、かかる将来に関する事項については、本届出書提出日（平成26年1月31日）現在においても、その判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社みずほフィナンシャルグループ本店
(東京都千代田区大手町一丁目5番5号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。